

板垣退助の外遊と自由党(一)

寺崎修

- 一 はしがき
- 二 板垣外遊をめぐる自由党の内紛
- 三 馬場派の処分……以上本号
- 四 自由党の新体制……以下次号
- 五 明治十六年臨時大会の模様
- 六 むすび

一 はしがき

明治十五年六月の集会条例改正追加によって、組織の根幹ともいうべき地方部⁽¹⁾の解散という事態に追いこまれた自由党は、同年九月、弱体化した党体制の立て直しをはかるとまもなく、同党結党以来のはげしい党内抗争にみまわれることになった。党主板垣退助らの外遊の是非をめぐる党内抗争がこれである。

この党内抗争に関しては、尾佐竹猛「政党史の一節——板垣洋行問題——」⁽²⁾(昭和八年)以来、数多くの研究が発表され、種々の角度からの検討がすすんでいるが、なかでも彭沢周「板垣氏の外遊費の出所について」⁽³⁾(昭和三十九年)、

土倉祥子「評伝土倉庄三郎」(昭和四十二年)⁽⁴⁾、山田昭次「明治一四―一五年の自由党」(昭和四十二年)⁽⁵⁾、平井良朋「板垣退助欧遊費の出資者に就いて」(昭和四十三年)⁽⁶⁾、安在邦夫・大日方純夫・阿部恒久「自由民権運動における政党の位置と活動」(昭和五十六年)⁽⁷⁾、大日方純夫「自由民権期の政党構想——自由・改進黨に即して——」(昭和五十九年)⁽⁸⁾等々は、この問題を考える場合の必読の文献となっている⁽⁹⁾。

本稿は、右記の諸文献にみちびかれつつも、近年、筆者自身がい出したいくつかの資料を利用し、板垣外遊をめぐる自由党内紛の模様、馬場派処分の経緯、内紛終結後の自由党新体制の性格等の問題につき、若干の卑見を述べようとするものである。いまだ不十分な一試論にすぎないが、大方のご叱声がえられれば幸いである⁽¹⁰⁾。

- (1) 拙稿「自由党の成立(明治十四年)と自由党地方部」・近代日本史の新研究Ⅲ・昭和五十九年・一〇九頁以下。
- (2) 尾佐竹猛「政党史の一節——板垣洋行問題——」・季刊明治文化研究・第二輯・二七頁以下。なお、本論文は、のちに尾佐竹猛「明治政治史点描」・昭和十三年・一五二頁―一七九頁に収録された。
- (3) 彭沢周「板垣氏の外遊費の出所について」・日本史研究・第七五号・九四頁以下。
- (4) 土倉祥子「評伝土倉庄三郎」・四六頁―五五頁。
- (5) 山田昭次「明治一四―一五年の自由党」・東アジア近代史の研究・一二二頁―一五五頁。
- (6) 平井良朋「板垣退助欧遊費の出資者に就いて」・日本歴史・第二三八号・一九頁―四〇頁。
- (7) 安在邦夫・大日方純夫・阿部恒久「自由民権運動における政党の位置と活動」・歴史評論・第三八二号・八三頁―一二五頁。
- (8) 大日方純夫「自由民権期の政党構想——自由・改進黨に即して——」・社会科学討究・第二九卷二号・一頁―三三頁。
- (9) 本文中に記した以外にも、宮武外骨「自由党の偽党撲滅」・明治文化・第七卷九号・昭和九年九月・四頁―五頁、柳田泉「板垣後藤の洋行費問題」・明治文化・第七卷十号・昭和九年十月・三頁―四頁、尾佐竹猛「板垣洋行費遺聞」・明治文化・第八卷一号・昭和十年一月・二頁、深谷博治「板垣洋行に関する一資料」・明治文化・第一二卷一〇号・昭和十四年十月・四頁、落

本正文「板垣洋行費に関する一史料」・明治文化・第一五卷五号・昭和十七年五月・一頁、小柳賢泰「板垣洋行費史料」・明治文化・第一五卷一二号・昭和十七年十二月・二五頁、等々の文献がある。

(10) なお、本稿において資料の引用に際しては、適宜句読点を施した。凡、「などの合字については、トモ、コトなどに、よ、ふなどの変体仮名については、に、よりなどに、それぞれ改めた。

二 板垣外遊をめぐる自由党内紛

板垣外遊をめぐる、自由党内に反対論が生じた時期は、明確ではない。しかし、「馬場辰猪自叙伝」⁽¹⁾に、

一八八二(明治一五)年八月末、板垣は突然欧羅巴へ行くといひ出した。そして後藤(象二郎)はこのニュースを八月二五日に馬場に話した。

とあり、また、当時警視総監であった樺山資紀の「日記」九月二日条に、⁽²⁾

同二日朝 板垣洋行事件同黨員兩名断ス云々探聞アリ。此事件興廢ニ依リ党中紛議生スルナラン。

とあることから、すくなくともその時期は、馬場が板垣洋行の話を後藤から聞いたという「八月二五日」以降のことであり、また、樺山警視総監のもとに「同黨員、兩名(板垣と後藤をさす——寺崎註)断ス云々」の機密探偵情報もたらされたという「九月二日」までの間であったことが明らかである。一部には、党内に反対論が生じた時期を七月と考える見解もあるが、⁽³⁾ 実際それが生じた時期は、もう少しあとの八月末から九月はじめといわなければならぬ。

板垣外遊に異論をとなえたのは、馬場辰猪(自由党常議員、自由新聞社員)、大石正巳(自由党常議員、自由新聞社主)、末広重恭(自由党常議員、自由新聞客員)を中心とする国友会系の人々で、渡辺奨氏や山田昭次氏の分類にしたがえば、⁽⁴⁾

いずれも都市民権派に属する有力者である。かれらが板垣外遊に反対した理由は、第一に結党後まもない時期に党主が長期間不在となることは適當でないこと、第二には、外遊費の出所が不明確であること、の二点であるが、のちのはげしい党内抗争の直接的契機となったのは、後述するように、第二点をめぐる疑心暗鬼である。

党内に混乱が生じた直後の自由党の模様を示す直接資料はみあたらないが、この点については、山県有朋が憲法調査のため滞欧中の伊藤博文に対し、自由党の内情を報告した書簡が参考になる。明治十五年九月九日付伊藤宛山県書簡は、次の通りである。⁽⁵⁾

別紙板垣、後藤洋行の義に付自由党の情況探偵書供電覽候。右書中にも相見候通り馬場、大石の徒は板垣の洋行を不可とし種々妨止の策を運らし、終に一昨七日自由党员後藤の宅へ押掛け参り、段々論議の末板垣洋行の事を否決したり。就ては板垣は太た躊躇し遂に洋行を思止まらんとするの色ありしに付、後藤は板垣に今更洋行を見合すの不可を論し、元来此の事は己れた胸中に在る事にて行かんと欲すれば断して行くべく、止まらんと欲すれば止るべく、敢て他人の可否決を取り進退を決するが如き事にあらず、尤も今日洋行の事は必ず停められぬと申す儀は無之候へとも、党员の否決に依て躊躇するは不可解事也と。因て板垣は断然洋行に決し自由党の総理を辞し、且つ該党を退く事に決心せりと云。板垣も此の頃會計上の困難益々切迫し、最早処々より裁判所へ訴へらるゝの状勢に有之趣に相聞へ候。此地に止まるも実は致方無の事に有之、旁後藤の意見に徒ひ愈々洋行に決心せし事と被存候。右大略茲に申添置候也。敬具

九月九日

山 県 有 朋

伊藤 参議 殿

右の書簡に同封されていたはずの「情況探偵書」は、残念ながらみあたらないが、右の書簡からだけでも、おおよその推測はつく。すなわち、右の書簡によって馬場、大石らは板垣に同行する予定の後藤象二郎宅を九月七日に訪れ、板垣外遊の批判をおこなったこと、その結果、板垣は、一時、洋行の決意をゆるがせたものの、結局、後藤に叱咤され、たとえ総理辞任をしてでも、外遊を強行する決意をかためたこと、等々がわかるであろう。

九月十日にいたると、改進黨系の「東京横浜毎日新聞」が、板垣外遊をめぐる疑惑の報道を開始し、板垣外遊問題は、たんに自由党の党内問題にとどまらない様相を呈しはじめた。同新聞・九月十日付の記事は、次の通りである。⁽⁶⁾

一昨八日の太政官録事欄内に掲記したれば読者諸君は定めて諒知せられしならんが内務権大書記官今村和郎氏は去る七日を以て其職を解かれたり。偕て氏は夙とに仏国に留学し帰朝の後其参議の推薦に依りて奉仕の身となられしより政府の信任も厚く為めに要務を与られしの聞へも高かりし。去ればにや民権論者中一時錚々の名もありたる彼の西園寺公望氏の如きも今村氏の説諭に拗りて奉職せらるゝ事には至りたりと聞き及びぬ。氏の履歴は斯の如くなるに今回突然辞職の事ありたるより世上の人は種々の臆想を為し或は曰く官権新聞其人に乏しきが故に官を去って操觚に従事し旗幟を官権壇上に樹つるなりと。或は曰く身を政治浪瀾の局外に置いて著書出版の業に就くなりと。諸説紛々余輩未だ其孰れか真なるを知らざりし。而るに昨九日の報知新聞に拠れば氏は板垣退助後藤象二郎の両君と俱に欧州を巡遊せらるゝと見へたり。此事若し果して真ならんか余輩少しく疑ひなき能はず。氏が従来の経歴を觀るに板垣後藤の両君とは其異地こそ同じけれ親密の交際ありたる人とも思はれず寧ろ長藩貴顯の眷顧を得られたるの方ならん。況んや欧州巡遊の如き其費は巨万なるべければ如何なる人たりとも容易に之

を支弁し難からん。或は謂ふ伊藤参議欧州に滞在せらるゝが故に氏は彼地に赴かるゝには非ざる歟と。如何のものにや。

外遊の同行者ならびに資金に疑惑をむけた右の記事によって、自由党関係者が大きな不安を抱いたであろうことは、想像にかたくない。まして、外遊反対派の馬場らが、これによって、一層つよい危機意識を抱いたとしても不思議ではない。

九月十七日、馬場らは、旧東京地方部員を招集し、次のごとき板垣外遊反対決議をおこなった。⁽⁷⁾

第一 総理今回の洋行は、我自由党に取て頗る不利なるものあり。故に我党は其不可なる所以を忠告して、以て此行を止むべし。

第二 若し総理にして我部員が忠告を容れず、而して其行を遂ぐるに於ては、吾党の領袖を以て板垣氏を視るを欲せず故に断然其総理の任を解くべし。

明治十五年六月の集会条例改正追加によって解散した自由党東京地方部のメンバーには、馬場、大石、末広のほか、島本仲道、大井憲太郎、中島又五郎、堀口昇、浅野乾、北田正董、奥宮健之、林和一、林正明、佐伯剛平、西村玄道、高橋基一、林包明等々の人々がいたが、⁽⁸⁾このうちいかなる人々が右の会議に参加したのかは、残念ながら不明である。しかし、かりに何名かの有力者が右の会議に欠席していたとしても、馬場らが、林包明、中島又五郎ら板垣擁護派をおさえこむことに成功したことは、疑いのない事実であり、⁽⁹⁾馬場らの勢力がそこにおいて優勢であったことは、注目に値しよう。

九月十八日、ついに馬場らと板垣は、自由党本部においてたがいに激突することになった。この日の自由党本部の

模様をつたえる機密探偵報告書は、次の通りである。⁽¹⁰⁾

九月十八日板垣退助自由党本部ニ出頭セリ。蓋シ参内ノ帰途ナルベシ。馬場大石兩人板垣ニ向テ、君ノ洋行資金ハ大和ノ土倉庄三郎ヨリ借入タル旨ヲ以テ衆ニ申訳致シ居ラル、モ、其実決シテ然ラズ。全ク政府ヨリ間接ニ出テ居ルハ確然ナリト。

板垣云。是ハ以テノ外ノ事ナリ。予ハ左様ナル不都合ノ金ヲ以テ行クニアラズ。全ク土倉ノ手許ヨリ借入レタルニ相違ナシト。

馬場大石口ヲ揃ヘテ曰ク。君カ如何程巧ミニ申訳スルモ無益ナリ。確乎タル証拠アリト。
板垣云。其ノ証拠トハ如何ナルモノナルヤ。

馬場云。吾輩ハ此事ニ付其事実ヲ得ント種々苦ミタルニ果シテ其不正ナル実ヲ得タリ。今其人ハ指名シ難ケレドモ、過日高輪ノ後藤ガ宅ニ於テ、君並ニ今村後藤ノ三名ガ密談シ居ル所ヲ我同志ノ者女粧シテ次ノ間ニテ金ノ出ル所ヨリ惣テノ事マデ聞得タリ。如此確ナル証拠アルニモ拘ラズ尚曖昧ナル事ヲ話シ逃ゲテ行カントスルカ。若シ此儘構ハズ行クナラバ、我全党ニ対シ不敬モ亦甚シ。即チ我党ノ賊ト云フモ可ナリ。我全党ト君トハ換ヘ難シ。依テ君ガ出発ノ日ハ道筋ヘ同志ヲ散出セシメ断然君ヲ刺殺スベシ(此席ニハ林包明、大井憲太郎モ居リタリ)。

板垣云。殺サルル事ハ厭ハズ。然レドモ不正ノ金ヲ以テ云々抔トハ飽迄モ糺サザルヲ得ズ。此所ハ林、大井ノ両氏モアリ確カニ聞キ居ラルレバ、馬場大石二氏ノ言他日変ズルコトナカルベシ。猶ホ明日此席ニ於テ尋問シタキニ付来館アレト。

板垣ハ敢テ怒リモセス其日ハ帰りタリ。

板垣退助の外遊と自由党(一) (寺崎)

これにより、馬場、大石の両名は、板垣外遊費が「全ク政府ヨリ間接ニ出テ居ル」と確信し、「大和ノ土倉庄三郎ヨリ借入タル旨」を述べる板垣を「我党ノ賊」と攻撃したこと、これに対し、板垣は、外遊費が「全ク土倉ノ手許ヨリ借入レタルニ相違」ないことをくり返し主張し、「不正ノ金ヲ以テ云々抔トハ飽迄モ糺サザルヲ得ス」と応戦したことなどが判明する。右の資料中にみえる馬場らの主張と板垣の主張のいづれが真相に近いかについては、尾佐竹博士の研究以来、馬場らの主張に軍配をあげる見解が有力となっている。⁽¹¹⁾しかし、土倉庄三郎が板垣に外遊費を提供したことを立証する資料が、すでに土倉家より発見されている事実⁽¹²⁾も軽視すべきではなく、私は板垣の主張もまた、馬場らの主張と同様、尊重される必要があると考えている。すなわち、従来紹介されている諸資料を総合するならば、次のごとく理解することが、もっとも自然であると思う。

(一) 板垣外遊費の資金ルートは、井上馨のあっせんにより、三井から後藤象二郎に提供された第一のルートと、大和の支持者土倉庄三郎から森脇直樹を通じて板垣に提供された第二のルートの二つがあった。

(二) しかも、馬場らは前者のルートを、他方、板垣は後者のルートを知らぬのみで、両者とも外遊費出所のルートの全体像をつかんではいなかった。

(三) そのため、双方ともに、自己の主張こそ根拠のある主張と確信し、相手方の主張は、理不尽な虚偽の主張にかみえなかった。すなわち、馬場の立場からすれば、板垣の行動は、政府の誘惑にのる民権家として許しがたい行動にうつったし、他方、板垣の立場からすれば、馬場らの攻撃は、改進黨の宣伝に盲目的にしたがう自由黨員として軽率きわまる行動にしかみえなかったのである。

さて、両者の対立は、翌九月十九日になると、さらにエスカレートすることになった。この日はげしい対立の模

様をつたえる機密探偵報告書は、次の通りである。⁽¹³⁾

翌十九日本部ノ楼上ニ会合シタリ。本日ハ後藤モ出席シ並ニ前日ノ同席人林大井及ヒ北田正董宮部襄モ列席セリ。板垣前日論談ノ次第ヲ語り、尚馬場大石及ビ傍聴人大井林等ト此通ニ相違ナキヤヲ押シタリ。

大井云。証拠人ニナルコトハ迷惑ナリ。林云。昨日馬場大石ノ言ヒシ事ハ証拠ノ何ノト云ハズ、爰ハ宜ク懇談ヲ為シ成ルベク外ヘ聞カレザル様致度シト。

板垣云。外ニ聞カレテモ予ハ一向恥ル所ナシト。且ツ怒色ヲ面ニ顯シ馬場大石ニ向ヒ云ク。君等ハ昨日吐カレタルコトハ男子ノ言ニシテ今日トテモ違フベキ所ナキ筈ナレド、本日皆ノ列席ナレバ為念押シ置クト云フヤ否ヤ、馬場大石怒テ曰ク。板垣実ニ君ハ馬鹿ト云ハザルヲ得ズ。何トナレバ井上ヤ福岡等ノ奸策ニ乘リ僅カノ金ヲ貰ツテ洋行スル杯トハ実ニ自由党総理ノ位置ニ居テ恥シクハナキヤ。真ノ志士ハ之ヲ聞カバ切齒扼腕君ヲ生カシテ置リ者無カルベシ。之ヲ是レ悟ラズ。愚カニモ金ニ迷ツテ洋行スルトハ呆レ果テタリ云々。

是ニ於テ板垣其論議ノ順序ヲ糾シテ言ハント欲セシ際、馬場大石激立シテ腕ヲ扼リ板垣ヲ打タントシタルニ、傍ラニ居ル者取支ヘ板垣ノ体ニ触レズト云フ。其際馬場ハ尚暴言シテ曰ク。自分ハ少シハ学モナク智モナキニモ拘ハラズ人ヲ輕蔑シテ月給ヲ増シ慰ダメントセリ、失敬モ亦タ極マレリ。馬場辰猪ハ左様ナル腐敗ノ人間ニアラズ。此増給云々ハ過般来馬場カ洋行不可説ヲ主張シ板垣ニ抵抗スルヲ以テ既ニ新聞担当ヲモ解カントスル迄ニ至リタルヲ末広カ中間ニ入り程能ク言ヒ做シタルヨリ板垣カ馬場ノ月給是迄七拾円ナリシヲ百円ニ増シ矢張新聞ヲ担当サセントセシコトアリシヲ以テ爾カ云ヒシナリ。

右ノ次第ニ付一同取鎮メ馬場大石ハ末広ノ宅ヲ指シテ行キ、板垣後藤林宮部並坂本南海男等ハ芝兼房町五番町川

松楼ニ至ル此楼ハ坂本南海男森脇直樹。小島稔等ノ止宿ナリ。此所ニテ板垣更ニ衆ニ計議シテ曰ク。馬場大石ノ今日ノ如キ失敬、法律ニ問フヘキ程ノコトナレトモ彼等必竟糺問ニ切迫シタルヨリ斯ノ如キ挙動ニ止リシナラント。衆皆ナ然リト云フ。板垣曰ク。中江篤介ヲシテ彼等二名ノ意中ヲ探ラセ且ツ諭サシメント。依テ使ヲ馳セテ中江ヲ喚ヒ談示セシニ、中江曰ク。斯ク混雜シタル上ハ一朝ニハ解ケマジ。兎モ角モ高輪ノ後藤宅ニ行キ評議セントテ板垣後藤ヲ初メ中江森脇宮部坂本小島等高輪ヲ指シテ行キシカ其連中ハ本日マテ未タ一人モ去ラス。大評議中ナリト云フ。

右ニ付、板垣ノ出発ヲ二週間延ハセシト云フ。又板垣ノ言ニ予カ洋行ヨリ帰り官ニテモ就キシナラバ其時コソ殺シ給ヘト。馬場大石ヲ諭スモ肯ンセサルトキハ断然新聞社ヲ退ケル積ナリ。右ニ付、大坂ノ古沢ニ上京スヘキ旨電報ヲ発シタルニ廿三四日頃行クトノ返事ヲナシタリト云フ。

これによると、この日の会合には、板垣、後藤、林、大井、北田、宮部、馬場、大石らが出席したこと、冒頭、板垣が「前日論談ノ次第」を述べ、これを確認しようとしたところ、馬場らは、それをさえぎり、「福岡等ノ奸策ニ乗リ、僅カノ金ヲ貰ツテ洋行スル杯トハ実ニ自由党総理ノ位置ニ居テ恥シクナキヤ」、「金ニ迷ツテ洋行スルトハ呆レ果テタリ」とくり返し板垣を批判したこと、そして、馬場らは、ついに、「激立シテ腕ヲ扼リ板垣ヲ打タン」とする行動に走り、「傍ラニ居ル者」にとり押さえられる事態となったこと、このため板垣らは、川松楼に集まり前後策を協議した結果、中江篤介(兆民)を呼び、かれに反対派の「意中ヲ探ラセ且ツ諭サシメ」ることになったものの、結局、短時日で解決は困難との判断から後藤象二郎宅に再度集まり、「評議」をつづけることになったことなどがわかる。

こうして、板垣外遊をめぐる両者の対立は、外遊費の出所に対する疑心暗鬼から、⁽¹⁴⁾ ついに妥協のない憎悪の対立へと発展することになった。すなわち、板垣は、ここにいたり、みずから外遊をとりやめるか、あるいは実力で馬場ら

の反対論を封ずるかの二者択一の苦しい決断をせまられることになったのである。

- (1) 「明治文化全集」・第一四巻・自由民権篇(統)・昭和四十四年・三四六頁。
- (2) 「樺山資紀日記」(四)・七二葉裏(国立国会図書館憲政資料室蔵)。なお、同日記の九月八日条には「板垣洋行ニ付^(紛)意儀生シ云々山田氏ヨリ通知アリ」とあり、密接な情報交換がなされていたことがわかる。
- (3) たとえば、宇野俊一「自由党総理板垣の外遊」・体系日本史叢書・政治史Ⅲ・昭和四十二年・二〇九頁、平井・前掲「板垣退助欧遊費の出資者に就いて」・日本歴史・第二三八号・三四頁、などがある。
- (4) 渡辺挺「自由民権運動における都市知識人の役割——とくに関東自由党、立憲改進黨と民権派ジャーナリズムとの関係について——」・歴史評論・第一六五号・昭和三十九年五月・六〇頁以下、山田昭次「自由党の成立まで」・シンポジウム日本歴史・一六・自由民権・昭和五十一年・五四頁―六二頁。
- (5) 「伊藤博文関係文書」・第八巻・昭和五十五年・一〇七頁。
- (6) この「東京横浜毎日新聞」の記事に対し、自由党の機関紙である「自由新聞」は、なかなか反論をおこなおうとしなかった。外遊反対派の馬場辰猪、大石正巳、末広重恭らが同新聞社の指導的立場にあったためである。「自由新聞」が板垣の意向をくみ、反論を開始することが可能となったのは、「馬場ノ幹事ヲ解テ該新聞社ヲ退カシ、又大石ノ社主ヲ他人ニ譲」らせることに決定をみた九月二十三日以降のことである(伊藤博文文書・書類之部・三四二・国立国会図書館憲政資料室蔵)。ちなみに「自由新聞」にはじめて反論が掲載されたのは、馬場らが実権を失ってからまもなくの九月二十六日のことであった。
- (7) 「自由党史」・中巻・二二三頁―二二四頁。
- (8) 拙稿・前掲「自由党の成立(明治十四年)と自由党地方部」・近代日本史の新研究Ⅲ・一四〇頁―一四二頁。
- (9) 前掲「自由党史」には、「会議の席上、林包明、中島又五郎等之を争ふ」、「林包明走って東京部員会議の状を板垣に告ぐ」(中巻・二二三頁、二二六頁)と記されている。
- (10) 前掲「伊藤博文文書」・書類之部・三四八。本資料は、すでに平塚篤編「続伊藤博文秘録」・昭和四年・四九頁―五一頁、尾

佐竹・前掲「政党史の一節——板垣洋行問題——」・季刊明治文化研究・第二輯・三二頁—三五頁にも覆刻されているが、いくつかの誤植、脱漏があるため本稿では、原本より引用した。なお、本資料ならびに、「伊藤博文文書」・書類之部にみえる機密探偵報告書(本稿四二頁以下・参照)は、いずれも、当時、山県有朋によって、憲法調査のため滞欧中の伊藤博文に対し、入手しだい送付されていたものようである。

(11) 尾佐竹・前掲「政党史の一節——板垣洋行問題——」・季刊明治文化研究・第二輯・二七頁以下、彭・前掲「板垣氏の外遊費の出所について」・日本史研究・第七五号・九四頁以下。

(12) 土倉・前掲「評伝土倉庄三郎」・四六頁—五五頁、平井・前掲「板垣退助欧遊費の出資者に就いて」・日本歴史・第二三八号・一九頁—四〇頁。

(13) 前掲「伊藤博文文書」・書類之部・三四八。

(14) 山田昭次氏は、自由党の党内抗争の原因を外遊費出所問題とみる従来の見解を批判し、馬場派が第一義的に問題としたのは資金の出所ではなく、党首外遊が党の発展にマイナスになるという点にあったこと、また、改進黨が第一義的に問題としたのも同様であったことを指摘されている(山田・前掲「明治一四—一五年の自由党」・東アジア近代史の研究・一四二頁—一五〇頁)。しかし、上述の山田氏の見解には傾聴すべき点があるものの、基本的な部分において、なお検討の余地がある問題があるように思われる。山田氏が論拠とされる諸点に対する筆者の疑問点は、およそ次の通りである。(一)山田氏は、馬場らが「外遊費出所問題」を「第一義的に問題にしている」と強調されるが、馬場らが外遊費出所問題ではげしく板垣につめよったことは疑いのない事実ではなからうか。すくなくとも外遊費の出所に疑いがあったからこそ、馬場らも強硬な姿勢をとったのである。外遊費出所問題と無関係に党内抗争が進展したとは思えない。(二)山田氏は「東京横浜毎日新聞」・九月二十四日付の社説「板垣君の洋行」、さらに同新聞・十月一日付の社説「再論板垣君洋行」を根拠に、改進黨が第一義的に問題としたのは資金の出所ではないこと——筆者には資金の出所をかなりきびしく追及しているように思えるが——、したがって、党内紛争に火をたきつけたのは改進黨ではないことを強調されるが、党内抗争に影響をあたえたのは、外遊の同行者ならびに資金に疑惑をむけた「東京横浜毎日新聞」・九月十日付の雑報である。ちなみに、抗争がもっともはげしくなったのは、本文中に述べたごとく九月十八日、同十九日の二日間であり、山田氏が重視する右記の二つの論説は、抗争終結段階、もしくは終結後に掲載されたものにす

ぎず、もともと自由党の党内抗争の原因とは無関係の記事である。(三)馬場らと板垣の間に、党の現状、あるいは当面する党の任務につき、認識の差異があったことは否定できない。しかし、党の現状認識や将来展望に差異があることと、党内抗争が発生することとは、一応別問題であり、両者を簡単にむすびつけることは危険であろう。党の現状認識や将来展望をめぐり党内対立があることは、いかなる政党においても普通にみとめられるところであり、それがいかなる事情によって党内抗争に発展したのかをさぐるこそ重要な課題であろう。

三 馬場派の処分

さて、外遊費の出所をめぐり、極限までエスカレートした党内抗争に決着をつけるため、板垣は、まもなく強硬手段を採る決意をかためることになった。すなわち、板垣は、馬場らを処分することによって事態を乗り切る方針をかため、馬場らの処分問題を党内審議に付すため、急拠、地方党員の招集にふみきる決断を下したのである。地方党員の上京をうながす板垣の電報は、次のごときものであった。^(一)

吾洋行ノ事ニ付大石末広其他ノ名前ニテ如何ナル懸合アルモ取合フナ。誰カ独リ直ク来レ。

銀座三丁目廿番地

板垣退助

栃木若松町三拾七番地

片岡俊助

塩田奥造

板垣が招集した自由党相談会は、同党本部において九月二十六日からはじまった。この会議の出席者の氏名につい

ては、「三島通庸関係文書」の中の機密探偵報告書に、⁽²⁾

愛媛人	藤野 正高	兵庫人	山脇 鋭郎	愛知人	内藤 某	静岡人	前島格太郎
栃木人	中山丑次郎	福島人	門奈茂次郎	静岡人	志内 一雄	同 ^(福島人)	河野 広中
愛知人	村雨安山子 ^(案)	群馬人	山下 善之	高知人	深尾 重城	福島人	原 平作 ^(感)
千葉人	吉原次郎八	兵庫人	佐野 助作				

とみえており、その大体が判明する。しかし、これ以外にも、前田兵治(徳島)、仙波兵庫(茨城)、照山峻三(群馬)、藤公治(滋賀)等々の人々が出席していたことが、後掲資料によって確実であり、なお数名の氏名が洩れている可能性もある。

会議の冒頭、板垣は出席者にむかって馬場、大石、末広の三名に対する処分案の検討を要請した。その発言要旨は、次の通りである。⁽³⁾

這般電報ヲ以テ諸君ヲ急ニ呼出シハ他ナシ。予カ今度洋行スルニ付馬場大石ノ兩人之ヲ拒ミ留メント欲シ種々ノ奸策ヲ廻シ後藤へ無礼ヲ加へ島本ヲ罵詈シ予輩ヲ輕蔑スルノミナラス遂ニハ自由新聞ヲ奪ハント欲シ又予ノ洋行ヲ奇貨トシテ自由党ヲ潰サント計リ内幕ノ事ヲ改進黨へ知ラシメ又末広重恭等ト三名ニテ故サラニ東京地方部ノ臨時会ヲ日吉町旧共存同衆ニ開キ右三人カ交ル々々坐長トナリ会頭ト為リ以テ集会セシ青年書生即チ予等ノ面識無キ者共ヲ説テ一致サセ遂ニ其場ニ於テ予へ忠告書ヲ作り予ニ贈リテ足下洋行スルナレハ新聞ノ社長ヲ辞シテ行クベシ總理ノ職ヲ辞スヘシト云ヘリ。依テ予ハ之ニ答フル。何レ此始末ハ付ケテ行クヘシト陳ヘ置キシニ、馬場ハ案外ニモ自分總理ノ代理ヲ受ケタリ、新聞社長ハ予ナリ扨ト内幕ノ話シヲ表ハニ言触ラシ、自己ノ權ヲ振ハン

トスルノ勢アリ。又大石ノ如キハ我レハ社主ナリ、該社ノ事ハ一切予之ヲ処分スルノ権アリ、何ソ彼雇人タル板垣等ノ嘴ヲ容ル、筈ナシ抔ト実ニ暴言無礼枚挙ニ違アラズ。而シテ予之ヲ処分セント欲スルモ予テノ規則ニ拠レハ其権アルニ非ス。依テ洋行ノ出發期日ヲ延ハシ以テ各地方委員諸君ノ公議ヲ仰カン為メ御招集ニ及ヒタル所以ナリ。然ル処彼等先非ヲ悔悟スル所アリシニヤ、一昨日大石ハ打テ変リテ只管ヲ謝罪ノ意ヲ表シタリ。全体予ニ処分ノ権アリナハ今迄待ツヘキニアラサレトモ如何セン予ニ其権ナシ。是レ今日ニ至リシ所以ナリ。予及後藤島本三名ハ爾來彼等三名ノ者ト肩ヲ並ヘテ立ツコトハ忌ナリ……。實ニ彼等カ真意ニ吾党ノ為メ衰頹ヲ來サンコトヲ憂ヒ予ノ洋行ヲ留メシナラハ其精神賞スヘキナレトモ左ニアラズシテ之ヲ奇貨ト為シ新聞社ヲ奪ヒ全権ヲ占メント謀リタル実跡慥カナレハ太タ悪ムヘキ奴ナリ。依テ諸君宜ク御協議ノ上可然御処分アラマホシ。

この板垣発言をうけて、各出席者は、それぞれの意見を述べ、議論は、問題の核心へすすむことになった。党員の議論の様相を報告する機密探偵報告書は、次の通りである。⁽⁴⁾

右板垣ノ陳述ニ因リ各地ノ委員大ニ怒リテ彼等ヲ退党サセルト云フ者アリ。又少シク情ヲ酌量シテ唯役員丈ケヲ止メ宥恕スヘント云フ者アリ。種々ノ論議ニ涉リシカ到底其日ハ決議ニ至ラス。河野広中ヨリ此会ヲ廿八日迄延會シ各地方委員ノ未タ途中ニ在リ又ハ発足セサル者へ電報ヲ以テ其返事ヲ聞キ成ルベク鄭重ニ致度トノ建議ニ同意者多ク之ニ決セリ。

これによると、議論は、「退党サセルト云フ」意見と、「情ヲ酌量シテ唯役員丈ケ」を辞職させ「宥如スベシ」という意見の二つにわかれ、この日は決着をみるにいたらなかったこと、そして、相談会は、河野広中の提案もあり、「二十八日迄延會」になったこと等々がわかる。

しかして、「延会」となった相談会は、九月二十八日、芝兼房町川松楼の三階で開催された。この日の議論の様様をつたえる機密探偵報告書は、次の通りである。⁽⁵⁾

九月廿八日午前八時ヨリ芝兼房町川松楼ノ三階ニ会議ヲ開キ第一馬場大石末広処分ノ事ヲ議ス。

議論ニ派ニ分レ一ハ彼ノ三名ヲ断然脱党サセルベント云ヒ一ハ役員ヲ除ク迄ニテ脱党サスルニ及ハス有恕可然ト云ヒ脱党ヲ可トスル論者ハ飽マテ其論ヲ主張シ曰ク今吾党ハ革命ヲモ為サントスル場合ニ於テ何ソ不正ノ彼等一二名ヲ処分スルニ躊躇センヤ致底如此姑息ノ処置ヲ行フモノトセハ吾党今日ノ業即チ革命ノ着手ハ実行スルコト出来ザル云々ト云フニ至リ議論囂々タリシカ終ニ多数ニ決セントテ乃チ決ヲ取リシニ脱党ヲ可トスル方多数ナルヲ以テ之ニ決セリ。

既ニ右ノ如ク決シタルヲ以テ彼等三名ヲ促シテ脱党セシムル為メ河野広中前田兵次^(治)、仙波兵庫、照山俊三^(峻)、藤公治ノ五名ヲ委員ニ撰ミ馬場大石末広ノ宅ニ行テ退党ノ事ヲ論スニ決セリ。

これによると、馬場ら三名に対する処分案は、脱党処分案と役員辞任処分案の二種があり、表決の結果、より厳しい前者が多数をしめ、これに決定したこと、さらにこの決定をうけて、「馬場大石末広ノ宅ニ行テ退党ノ事ヲ論ス」説得委員を選出することになり、河野広中、前田兵治、仙波兵庫、照山峻三、藤公治の五名がこれに選ばれたこと、等々がわかる。

九月二十九日、河野ら五名の説得委員は、馬場、末広、大石の自宅を訪問し、みづからの意思で脱党すべきことを勧告した。河野ら説得委員による勧告の模様、さらには、これをうけて、馬場らがはげしく反撥抵抗する状況をつたえる機密探偵報告書は、次の通りである。⁽⁶⁾

九月廿九日五名ノ委員先ツ馬場ノ寓所ニ至リ同人ニ面会シテ今回我党総理板垣洋行ニ付足下等ノ拒止論ヨリ総理ハ勿論吾全党ヘ傷ケタリ。就テハ今回各地方ヨリ出京ノ委員ノ相談会ニ於テ足下等ヲ曲者ニ見認メタルニ付全体臨時會議ヲ開キ除名ノ処分ニセントノ議モアリタレトモ從來ノ情義モアリ一応ノ忠告モセス公会ニ附スルハ苛酷ノ処置ナラスヤトノ義ヨリ我儕五名忠告委員ニ撰マレ参リタリ。乞フ悟ル所アリテ自カラ退カレンコトヲト云ヒシニ、馬場ハ予ハ左程ノ不都合アルヲ知ラス何等ノ事ヲ以テ曲者タルコトヲ証明セラル、ヤ、予カ是迄言ヒシ所ハ畢竟全党ヲ思ヒ又板垣ニ深切ヲ尽シタルナリト種々弁論シ且ツ只今即答ハ出来難シ明三十日朝此方ヨリ使ヲ以テ申入ルベント返答シタリ。

夫ヨリ末広ノ宅ニ至リ前同様ノコトヲ述ヘ自カラ退カンコトヲ促シタルニ、末広モ予ハ曲者ト見認メラル、扨トハ以テノ外ナリ、曲者ノ二字ヲ以テ辞セト促サル、モ辞スルヲ欲セス、併シ板垣ト議論シタルカ故ニ辞セヨトナレハ甘ンジテ辞スベシ云々。結局末広ハ辞スルコトニ定マリタリ。併シ別ニ臨ンテ末広曰ク。予ハ忠告ニ従ヒ辞スル以上ハ演説ナリ新聞ナリ予カ是ト思ヒシコトハ十分論スヘシ。予メ一言スト。

右ノ如ク馬場ハ倍々憤怒シ、末広ハ十分自由党ノ邪魔ヲスルノ口氣アリ。又大石ハ既ニ板垣ニ向テ其罪ヲ謝シタレトモ今日ノ勢ヲ以テ見ルニ寛大ノ処置ニアラサレハ又考フル所アル扨ト云ヒ居レリ。何レニシテモ此三名ハ退ケルモノナレハ兼テ三人ニ党シ居ル者ハ必ス自由党ヲ分難スルナラン。殊ニ東京地方部員ノ如キハ最モ其色アリト云フ。

ところで、板垣は、九月三十日の相談会において、突然、馬場らに対する脱党勧告処分の再議を提案した。すでに決定ずみの処分を再検討することにしたのは、馬場らの予想以上のつよい抵抗に直面したからである。板垣の処分

再議の提案要旨とこれを審議した相談会の模様をつたえる機密探偵報告書は、次の通りである。^(?)

三十日自由党本部ニ於テ各地方ノ出京委員相談会ヲ開ク。其故ハ馬場末広等ノ返答如何ニ因テハ臨時会ヲ開キ断然除名ノ処分ニ及ハサルヲ得サレハナリ。然ルニ何ソ料ラン板垣ヨリ乞フテ曰。一昨日ノ相談会ニ於テ決セシ彼三名ヲ脱党サセルトノ議ハ成程至当ノ様ニハアレトモ又将来吾党方略ノ点ヨリ考按ヲ下セハ宜ク忍シテ寛恕ノ処分ニ出テ脱党マデニサセズト只役員ノ名目ヲ剝ク丈ニ致シ置ク方然ランカ尚再議アリタシト。又大井憲太郎モ板垣ノ再議説ヲ賛成シ曰。一体吾党ノ目的ハ革命ヲ以テ自ラ任シ親子兄弟ニダモ明カサズ同盟シテ居ルモノナレハ一朝ノ事ニ脱党サセルハ苛酷ナリ。且ツ二トナキ自由党ヲ脱セサスト云フコトハアルマジ。強テ之ヲ行ハゞ吾党ノ為メニ不都合ヲ生スヘシ。願クハ此議ヲ容レテ再議アランコトヲト。

於是種々異論ヲ生シ議論頗ル囂々タリシガ終ニ右建議ヲ採用シテ再議スルコトニ決シ彼等三名ハ極メテ寛大ノ処分ヲ為シ只常議員ヲ免スルノミニ止メバ彼等モ亦将来吾党ノ為メニ利益ヲ与フルコトアルヘシ。殊ニ此際聞ク所ニ抛レハ改進黨ノ奴等ハ直接ニ吾党ニ向テ攻撃ハセサレトモ陰ニ地方へ巡回委員ヲ出シ以テ吾党ヲ讒誣シ己レカ党中ニ籠絡セント欲シ居ル趣ナリ。加之後藤板垣ノ洋行ニ付テハ世人モ種々ノ考ヲ起ストキナレハ吾党ハ実ニ危急存亡ノ時ト云フモ可ナリ云々トノ議ヨリ遂ニ役員丈ケ辞サスコトニ決シ林包明、大井憲太郎等、大石正巳ヲシテ馬場、末広ヲ諭シ、只常議員ノ辞表ヲ勸説中ナリ。大石ハ已ニ辞表ヲ出セリ。

党员ノ考ヘニテハ末広ノ如キハ是迄自由党ノ為メ敢テ尽力モセズ殊ニ陰ニ改進黨ニ通シ居レハ今回ノコトヲ幸ヒニ脱党サセ度含ナレトモ這回ノ事ハ三名ニ連リ関係スルコトナレハ一人ノミ脱セシメ外二名ヲ宥恕スルコトモ情理ニ於テ成シ難シ。然レトモ若シ本人カ改進黨ニ行クナラハ敢テ止メス。彼レカ意ニ任スベシトノ積リナリト云

フ。

これにより、板垣は、この日、馬場らに対する処分を「将来吾党方略ノ点ヨリ」考えて再検討すべきことを相談会に提起したこと、そして、大井憲太郎もこれに同調し、処分問題は再議されることになったこと、また、再議の結果、馬場らの処分は、当初の「脱党」処分から、「常議員ヲ免スルノミ」の処分に軽減されることになったこと、等々がわかる。

これまで、馬場派処分の経緯は、全く不明であったが、⁽⁸⁾以上の記述により、「常議員ヲ免スルノミ」の処分にいたる経緯は、ほぼ明らかとなったといえるだろう。すなわち、「常議員ヲ免スル」という馬場派に対する処分は、当初の処分案にもとづくものではなく、途中で軽減された処分案にもとづいておこなわれたものであったのである。

かくして、十月二日、馬場と末広は、右の相談会の決定をうけ入れ、⁽⁹⁾常議員辞任の辞表を提出した。大石は、すでに辞表を提出済みであったから、⁽¹⁰⁾馬場と末広がこの日辞表を提出したことをもって、馬場派の処分問題は、一応の終止符をうつことになったのである。板垣外遊問題をめぐる党内抗争が勃発して以来、約一カ月目のことであった。

(1) 「樺山資紀文書」(国立国会図書館憲政資料室蔵)。なお、福島の無名館にも、本文中に掲げた電文と同文の電報が到着している。「河野磐州伝」・上巻・大正十二年・四五五頁)、他の地方黨員に対する電文も、これと同一の内容であったものと思われる。

(2) 「三島通庸関係文書」・四九六(国立国会図書館憲政資料室蔵)。なお、この資料は、「福島県史」・第一一巻・資料編六近代資料一・四一六頁―四一七頁にも収録されているが、いくつかの誤植がある。

(3) 一(7) 前掲「伊藤博文文書」・書類之部・三四二。

(8) たとえばこの点にもっとも詳細に言及している前掲「河野磐州伝」ですら、「衆議は大石辞職、馬場、末広除名に決し、磐州外二名は其の説得委員と為り、大石を訪ふや、大石は其の意を察して直に辞表を磐州等に手交した。而して馬場、末広は遂に之を除名した」(上巻・四五六頁)と述べているにすぎず、しかもその記述には多くの誤解がある。

(9)(10) 前掲「伊藤博文文書」・書類之部・三四二。